

速度取締り指針

令和7年7月
下松警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 21:00	切山地区	60km/h
国道188号	6:00 ~ 21:00	東豊井地区	60km/h
市道西条線	7:00 ~ 17:00	末武上～生野屋地区(花岡小校区)	40km/h

- 速度超過による事故は重大な結果を生じさせることから、重点路線を中心に速度取締りを強化します。
- 人身事故が多い時間帯を中心にランダムな速度取締りを推進します。

管内における交通事故実態と分析結果

※ ● : 交通事故多発エリア



【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 令和6年～令和7年6月末(私道と駐車場を除く、令和7年は物損事故を除く)
- ・ 交通事故多発エリア : 半径100m以内で9件以上事故が発生しているエリア

- 依然として国道における人身事故が発生しており、今後も重大事故の発生が懸念されるため、引き続き速度取締りを実施します。
- 日中から薄暮時間帯にかけて県道、市道で人身事故が多く発生しています。また、直路における車両同士の事故が増加しているため、多角的な交通指導取締りを推進します。

その他の交通指導取締り

- 市街地の交差点などの危険箇所において、信号無視や一時不停止、横断歩行者妨害等の取締りを強化します。
- 自転車利用者が関与する死亡事故が発生しており、自転車やペダル付き電動バイク等に対する取締りや指導啓発活動を強化します。